

○社会福祉法人三川町社会福祉協議会評議員選任・解任委員会運営細則

(目的)

第1条 この細則は、社会福祉法人三川町社会福祉協議会定款第7条第1項に規程する評議員選任・解任委員会（以下「委員会」という。）の運営に関する必要事項を定め、委員会の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(招集)

第2条 委員会は、会長が招集する。

2 会長に事故あるとき、又は欠けたときは、副会長が委員会を招集する。

(招集通知)

第3条 会長は、委員会の日々の1週間前までに、評議員選任・解任委員会委員（以下「委員」という。）に対して書面でその通知を発しなければならない。ただし、委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議長)

第4条 委員会の議長は、委員会に出席した委員の中から互選により選出する。

2 前項により選出された議長は、委員会の会務を総理する。

(評議員の選任)

第5条 評議員の選任は、次の各号の手続きを経るものとする。

(1) 理事会は、理事会で決議された次期評議員候補者推薦書（様式1）を委員会に提出する。

(2) 会長は、次期評議員候補者推薦書記載事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を説明しなければならない。

(3) 委員会は、理事会より提出された次期評議員候補者推薦書に基づき審議を行い、評議員の選任について決議を行う。

(評議員の解任)

第6条 評議員の解任は、次の各号の手続きを経るものとする。

(1) 会長は、委員会に理事会で決議された評議員解任の提案を行い、評議員として不適任とした理由を説明しなければならない。

(2) 委員会は、解任の提案をされた被解任評議員に弁明の機会を保証する。

(3) 委員会は、理事会より提案された評議員の解任について審議を行い、解任の可否について決議を行う。

(決議)

第7条 委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1人以上が出席し、かつ、外部委員の1人以上が賛成することを要する。

(議事録)

第8条 委員会の議事については、議事録を作成する。

2 議事録は書面をもって作成し、出席した委員が記名押印しなければならない。

3 議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

(1) 委員会が開催された期日及び場所

(2) 委員会の議事の経過の要領及びその結果

(3) 委員会に出席した委員の氏名

(4) 委員会の議長が存するときは、議長の氏名

(5) 委員会に出席した理事の氏名

4 第1項の議事録は、委員会の日から10年間、事務所に備えおかなければならない。

(任期)

第9条 委員の任期は、就任後4年以内に終了する会計年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 委員は、辞任又は任期満了後においても、定款第7条第2項に定める定員に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(委員の解任)

第10条 委員が、次の各号のいずれかに該当するときは、理事会において、理事現在数の3分の2以上の議決により、理事会がこれを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき

(2) 職務上の義務違反、その他委員たるにふさわしくない行為があると認められるとき

(委員の報酬)

第11条 委員の報酬は、日額3,000円とする。

(補則)

第12条 この細則に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は、会長が別に定める。

(改廃)

第13条 この細則の改廃は、理事会の決議により行うものとする。

附 則

1 この細則は、平成29年4月1日から施行する。

2 社会福祉法の一部を改正する法律（平成28年法律第21号）の附則第9条の規定により、あらかじめ行わなければならない評議員の選任は、この細則の例により行う。

3 前項により選任された委員の任期は、この細則の施行の日から起算するものとする。

次期評議員候補者推薦書

任期 平成 年 月から平成 年 月の定時評議員会まで

候補者氏名	区 分		備 考
	住 所		
	経 歴		
	推 薦 理 由		
	当法人との関係		
	兼 職 の 状 況		

- (注) 1. 「経歴」は、主たるものを記載する。
 2. 「推薦理由」は、例えば、現在も評議員として在任中の者であれば、「これまでの職務遂行状況から適任である」というように記載する。
 3. 「当法人との関係」は、現在、法人に関係する職に就いているものを記載する。
 4. 「兼職状況」は、他の団体の役員等にあるもののうち、主たるものを記載する。
 5. 「備考」は、選任区分、前任者がいる場合は前任者の氏名を記載する。
 6. この書類に記載されていない事項で特に説明を要するものは、会長等からの補足説明を行う。